

見 積 心 得

（総則）

第1条 赤井川村が発注する各種契約に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

（見積合せ）

第2条 見積合せの参加者は、見積書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出してください。

（公正な見積りの確保）

第3条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（代理）

第4条 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

（見積書の書換え等の禁止）

第5条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効とする見積書の提出）

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- （1）記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出
- （2）記載金額を加除訂正した見積書の提出
- （3）記名押印がない見積書の提出
- （4）見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- （5）代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- （6）見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- （7）無権代理人がした見積書の提出
- （8）見積書の提出に関し不正の行為があった者の見積書の提出
- （9）その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出
- （10）所定の日時までに所定の場所に到達しない見積書の提出
- （11）事前公表を行う見積合せにおいては、予定価格を超える金額の記載による見積書の提出

（契約の相手方の決定）

第7条 有効な見積書の提出を行った者で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。なお、くじを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 契約の相手方の決定は、通知した場所において、見積書の提出後直ちに見積書提出者又はその代理人の面前で行います。

4 見積合せの結果、相手方を決定するに至らない場合は、直ちに見積合せの参加者で再度の見積合せを行います。

（契約の締結）

第8条 契約の相手方として決定された者が当該契約を締結しようとするときは、契約書案に記名押印の上、契約の相手方として決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

（契約の相手方として決定された者と契約の締結を行わない場合）

第9条 契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより村が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該者とは契約を締結しません。

（契約保証金等）

第10条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。（予定価格が1,000万円未満の工事では契約保証金の納付を免除された者を除く。）

（1）保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

（2）保険会社、銀行等その他村長が指定する金融機関との間に履行保証委託契約を締結し、村を債権者とする公共履行保証証券を提出したとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が期間の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項第2号の履行保証証券は、期間の完了期限までに生じる債務不履行が保証されているものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定目付けのある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行、村長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供する時は、期間の完了期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

（見積合せの取りやめ等）

第11条 契約担当者が見積合せを公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、見積合せを延期し、又は取りやめることがあります。

（見積合せの参加の辞退）

第12条 見積合せ参加者として通知を受けた者は、見積合せの執行の完了に至るまでは、いつでも見積合せの参加を辞退することができます。

2 見積合せの参加者として通知を受けた者は、見積合せの参加を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより、申し出てください。

（1）見積合せ執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。

（2）見積合せ執行中にあつては、その旨を口頭により契約担当者に連絡すること。

3 前項により見積書の提出を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第13条 見積書の提出に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。